

# 法案通すつもりなかった

## 「共謀罪」

捜査の現場から



すぎうら・せいけん 弁護士。元自民党衆院議員。05～06年の11カ月間、小泉内閣で法相を務め、06年通常国会で「共謀罪」の創設を含む法案の国会審議に当たった。在任中の死刑執行はなかった。

### 元法相・弁護士 杉浦正健さん(82)

日本政府が2000年に国際組織犯罪防止条約に署名し、外務省が「加盟するには共謀罪の創設が必要だから」と主張しているのを聞いた時は、「なにを言っているんだ」と思った。日本には共謀共同正犯の判例理論が確立していて、幅広く共犯を処罰できる。

創設せずに対応できるとして「留保」を付けて加入する選択肢もあっただろうと。対象犯罪が600以上というのも「多すぎる」というのが、当時の素朴な感覚だった。政府提出法案だから、大臣として必要な答弁はしたが、正直、本気で通すつもりはなかった。

06年に衆院の委員会採決寸前まで行った時も、成立まで行き着く状況にはなかった。当時は野党だけでなく、公明党や自民党にも法律家の議員を中心に慎重論が根強く、尊重するべき意見も多く出ていた。

テロは着手されたらおしまいだ。共謀はもとより、何らかの準備行為があっても、従来の「予備罪」は成立しない。そんな「すれすれ」の部分に絞り、何らかの立法化を図る必要はあると考えていた。

### 懸念払拭に疑問

元法相が当時の法案に批判的だったのは印象的だった。「今だから言える」とはいえ、「留保を付けて条約を批准する」という考え方は、主に反対派が主張していた。確かに当時の衆院法務委員会では、野党が次々に法案の問題点を指摘。自民や公明も法律家を中心に慎重論が根強かった。

杉浦氏は今回の法案は一定の評価をし、拡大解釈などの懸念は「国会審議で事例を積み重ねてクリアにしていける」との立場だ。だが、果たしていまの立法府にその役割は期待できるのか。杉浦氏は「現役でないで」と発言を控えた。(市川美亜子)

それが、「共謀罪」が議論になってからのこの十数年の経過に表れているのではないか。だから、今国会に法案が提出された時は、「その時が来たか」と思った。処罰対象を「組織的犯罪集団」に絞り込み、犯行現場の下見などの具体的な「準備行為」を要件に加えた。東京五輪が迫る中で、国際協力という観点を考えても、これならいいんじゃないかという内容だ。

刑事法制を変えるのだから、懸念が出るのは当然だろう。「準備行為」の定義があいまいだ」として様々な議論が出ているが、必要なプロセスだ。国会で具体的な事例を一つひとつ挙げて、質問と答弁を積み重ねることでクリアしていく。それが立法府のつとめだ。徹底した国会審議を望んでいる。